

議第72号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

高島市長 福井正明

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(高島市監査委員条例の一部改正)

第1条 高島市監査委員条例(平成17年高島市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(高島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 高島市水道事業の設置等に関する条例(平成17年高島市条例第270号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(高島市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 高島市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年高島市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(高島市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 高島市病院事業の設置等に関する条例(平成17年高島市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(高島市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 高島市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成17年高島市条例第174号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。